

岩徳地域森林計画変更書

(岩徳森林計画区)

令和4年12月変更

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和	14年	3月	31日

山 口 県

【変更事項及び理由】

○ 変更事項

Ⅱ 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 2 造林に関する事項
- 4 早生樹に関する事項
- 5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- 6 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 7 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

第6 計画量等

- 4 林道の開設及び拡張に関する計画

○ 変更理由

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を同法第5条5項の規定に基づき変更する。

なお、変更事項以外については、従前の計画書のとおりとする。

【目次】

Ⅱ 計画事項

第3	森林の整備に関する事項	1
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
2	造林に関する事項	1
4	早生樹に関する事項	2
5	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	3
6	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	3
7	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	3
第6	計画量等	4
4	林道の開設及び拡張に関する計画	4

II 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町の区域に生育する主要樹種ごとに、次表に示す林齢を基礎として、市町の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

森林 計画 区	地域	関係市町	樹種						
			スギ	ヒノキ	コウヨ ウザン	マツ類	その他 針葉樹	その他 広葉樹	クヌギ
岩徳	内陸	岩国市(旧岩国市師木野、小瀬、御庄、藤河、北河内、南河内、旧本郷村、旧錦町、旧美川町、旧美和町)、周南市(旧都濃町、旧向道村、旧和田村、旧鹿野町)	年 35	年 40	年 <u>15</u>	年 30	年 45	年 20	年 10
		岩国市(旧岩国市岩国、通津、旧由宇町、旧玖珂町、旧周東町)、柳井市、周防大島町、和木町、周南市(旧都濃町、旧向道村、旧和田村、旧鹿野町を除く)、下松市、光市、上関町、平生町、田布施町	40	45	<u>15</u>	30	45	20	10

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を原則として、郷土樹種も考慮に入れて、気象、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

また、特に成長に優れ、造林の省力化・低コスト化及び収穫までの期間短縮が期待できるエリートツリーや早生樹の導入を促すとともに、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の導入にも努める。

なお、人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、 <u>コウヨウザン</u> 、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ、イヌマキ、モミ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤブツバキ、クスノキ、ヤマザクラ、 <u>センダン</u> 、ヤマグルワ、モッコク、イヌエンジュ、サカキ、イタヤカエデ、ウリハダカエデ、ヤマモモ、クリ、シイ類、カシ類等の広葉樹
-----------	---

4 早生樹に関する事項

再造林の確実な実施が求められる中、従来からの造林樹種に比べて特に成長に優れた早生樹については、再造林の省力化、低コスト化及び短伐期化が可能な樹種として、活用が期待されている。

このため、これまでの人工造林に関する指針に加え、代表的な樹種の施業モデルを示す。

なお、早生樹は、水分、養分、陽光等への要求度が高く、適地に植栽してはじめてそのポテンシャルを発揮することから、各樹種の特性に十分留意の上、植栽地を決定する。

(1) 早生樹の施業モデル

ア コウヨウザン

土壌が深く、肥沃で湿潤な土地に植栽する。

また、風害に弱いとされることから、風衝地や風が集まる場所への植栽は避ける。

なお、シカやノウサギによる苗木への被害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

(ア) 人工造林の標準的な方法

a 人工造林の植栽本数

植栽本数 (本/ha)	1,500 本程度
-------------	-----------

(イ) 保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	○	○	○	△	△										
除伐															○

注 間伐は必要に応じて実施する。

イ センダン

光要求度が高く、被陰下への植栽は成長の著しい低下を招くことから避けるものとし、谷部や斜面下部、平地などの肥沃で湿潤、かつ排水が良好な土地に植栽する。

また、凍害に弱いことから、高標高地での植栽は避ける。

なお、苗木へのシカの食害が見られることから、生息地での植栽時には対策が必要である。

(ア) 人工造林の標準的な方法

a 人工造林の植栽本数

植栽本数 (本/ha)	400 本程度
-------------	---------

注 低密度植栽は、補植や適切な保育管理を前提とする。

(イ) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

施業体系	間伐時期 (年)	
	初回	2回目
	5～6	8～9
仕立本数 70 本/ha		

(ウ) 保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	○	○	△												
芽かき	直材生産を目指す場合は、目標材長が確保できるまで芽かきを行う														

注 植栽後は、適宜つる切りを実施する。

5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

イ 施業の方法に関する指針

○木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(木材生産機能維持増進森林)

生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

○特に効率的な施業が可能な森林の区域

当該区域内の人工林については、皆伐後は、原則として、植栽による更新を行う。

6 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

7 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

第6 森林の整備に関する事項

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(2) 拡張計画

(単位 延長：m 面積：h a 材積：m³)

番号	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前後 期別	備考
総数				13 路線	<u>14,631</u> /46			
前期				13 路線	<u>12,031</u> /44			
後期				3(3) 路線	2,685 / 3			
			周南市	計 5 路線	<u>7,844</u> /33	<u>1,338.67</u>		
5	改良		〃	緑山	<u>7,783/28</u>	<u>611.67</u>	前	

注 前期・後期ともに計画する路線数を () 書する。